

活動制限に関する良くある質問その2 観光・芸術・文化省

マレーシア・マイ・セカンド・ホーム (MM2H) プログラムの登録

1. MM2H プログラムへの申し込みは可能ですか。(変更なし)

(※ 「変更なし」は、その1と質問事項・回答が同じものを、「新規」はその1にはなかった新しい項目を、「更新」は同じ質問の回答が変わったことを示しています。)

可能です。新規の申し込み書類は全て郵便で提出できます。申し込みの撤回やプログラムは E-mail mm2h@motac.gov.my から申し込みできます。しかしながら、MM2H に関する事務手続きは 4 月 30 日まで閉鎖されています。

2. マレーシアにいる外国人に対するエンドースメント (注: MM2H プログラムではマレーシア到着前に入管から承認レターを受領します、入国後に入管からビザをもらう手続きをエンドースメントといいます) は認められますか。(新規)

活動制限令の間及び 4 月 30 日まではエンドースメントは停止されています。全ての MM2H 応募者及び代理店は、予定を見直すことが推奨されます。既にマレーシアに到着している人に関し、エンドースメントの取扱いスケジュールは活動制限令終了後に発表されます。

3. MM2H に関する入国管理局の手続き (10 年ビザの更新、延長、新規パスポートへのビザの移し替え、メイド関係、就学・就業許可) は活動制限令下でも行えますか。(新規)

活動制限令下では、MM2H に関する入国管理局の全ての手続きは行われません。

旅行業 (免許関係)

4. 旅行業免許事務は通常通りに実行されていますか。(変更なし)

いいえ。観光文化省の各州本部事務所および各事務所および旅行業免許に関するオンラインサービスは活動制限令期間中は閉鎖されています。

旅行業免許に関するオンライン申し込みは通常通り行えます。しかしながら、手続きは活動制限令終了後に行われます。旅行業免許に関するオンライン支払い手続きも行えません。

5. 新規免許発行のための旅行会社施設検査は実施されますか。(新規)

会社施設検査が行われなくても、新規旅行業免許の発行は可能です。旅行会社施設の検査は各州の観光・芸術・文化省事務所から新しく指定された日時に行われます。

6. 活動制限令下においても、スパやマッサージの格付け評価は行われていますか。（新規）

活動制限令が終了するまで、スパやマッサージの格付け評価は停止されます。

7. 活動制限令下で、ホテルの格付け評価の有効期限が切れた場合、ホテルは申請を行えますか（新規）

格付け評価の有効期限までに観光・芸術・文化省事務所に申請を提出することは出来ます。ただし、施設の検査は、活動制限令が終了した後に行われます。

8. 活動制限令下においても、ホテルの星の評価は行われていますか（新規）
宿泊施設の評価は、活動制限令期間には行われません。

宿泊業

9. 新規国内旅行者とは何ですか。（新規）

新規国内旅行者は、は3月18日～活動制限令終了までの間に新しく宿泊施設に滞在または予約する国内旅行社をさします。ここで国内旅行者は、マレーシア国民、永住者、一時滞在者及び長期ビザ保有を意味し、駐在員、留学生、外国人配偶者及び外交人労働者及びMM2H滞在者等になります。

10. 許可されたチェックイン時間はいつですか。（新規）

宿泊施設は、宿泊業ライセンスの規制・認可を行う各地方機関（Local Authority）が定めたチェックイン条件に従う必要があります。施設のオーナーから、更なる問い合わせは地方機関に行ってください。

11. 活動制限令が施行される前に、ホテルのある地域に既に滞在していた国内旅行者を宿泊させることは可能ですか。（新規）

既に予約をされていて、活動制限令前から滞在をしているものだけが、ホテルに滞在し続けることができます。

12. ホテルは帰国できない旅行者の宿泊を受け入れることができますか。（新規）

ホテルは帰国できない旅行者を、同旅行者が遭遇した不可避であり、宿泊が拒否されれば望ましくないことが起こりうるという人道的・緊急的な理由から受け入れることが可能です。

受け入れ人数は最小限であり、国家安全保障会議の指示に従う必要があります。

しかしながら、新しくチェックインした宿泊客は、活動制限期間中、各部屋内に滞在しなければなりません。

13. ホテルは、（コロナ対策の）第一線で作業をし続けている人々のために CSR 活動を実施してもよいですか。（新規）

保健省もしくは適切な省庁からの承認があり、国家安全保障会議の指示を考慮しているならば、観光・芸術・文化省としては特段反対しません。

14. エssenシャルサービスの従事者が地域や州の境界を超える必要があるとき、ホテルにチェックインすることはできますか。（新規）

従業員が滞在する場所がないままにされることが懸念されたり、許可されないと不測の事態が生じ、従業員が適切に作業できなくなるため、認められます。

ただし、活動制限令の期間における各条件を遵守しなければなりません。

15. ホテルは全てのライトやネオンサインを消して、夜間は暗くしておく必要がありますか。（新規）

宿泊施設は、ライトやネオンサインを消して、夜間暗くするかに関しては、宿泊業ライセンスの規制・認可を行う各地方機関（Local Authority）の定めた要件に従う必要があります。

16. ホームステイやオンラインサービス事業者は従来通りに運営できますか。（新規）

これらの事業者は観光・芸術・文化省への登録を必要としないため、観光・芸術・文化省の管轄外となります。こうした施設の規制は地方機関の権限です。何かありましたら、地方機関にご連絡ください。

17. 帰国できない宿泊客に対してどのような支援がありえますか。（新規）

宿泊客は、各大使館や、ビザ延長の場合は入国管理局への連絡も有益かもしれません。

18. COVID-19 に対応するために、どのような標準作業手順書やガイドラインが宿泊施設に適用できますか。（新規）

宿泊施設は内部の標準作業手順を保有し、COVID-19に宿泊客が感染しないようにする必要があります。また、職員に向けにも同様の手順書の作成が望まれます。

19. 観光・芸術・文化省の本件に関する連絡先を教えてください（更新）

観光・芸術・文化省に関するお問い合わせは、観光芸術文化省のホットライン、e-mail : covid19@motac.gov.my もしくは午前 8 時から昼 12 時まで、電話 : 03-8891-7189 にてご連絡ください。

観光・芸術・文化省

2020 年 3 月 31 日